

東京都公安委員会告示第 2109 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 6 月 18 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名
別添のとおり
- 2 弁明書の提出先
江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係
- 3 弁明書の提出期限
令和 8 年 7 月 16 日
- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

株式会社 パルピタンテ
 ARASHIRO SANTANA KUBOTA GABRIELA MAYUMI
 恩田 紘行
 吉田 翔太
 石塚 みゆき
 石塚 みゆき
 根本 清貴
 有限会社 オフィスノエル
 金 眞熙
 有限会社 オフィス裕
 田中 恭平
 ビューティーボックス 株式会社
 佐藤 通有
 GS Enterprise 合同会社
 GS Enterprise 合同会社
 GS Enterprise 合同会社
 大森 弘幸
 合同会社 ワカバヤシ
 有限会社 ガレージファイン

放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-108-260427-201103)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-111-260525-430309)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-113-260319-203906)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-113-260321-404231)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-220-260521-202807)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-328-260529-201919)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-331-260419-208175)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-331-260501-203631)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-331-260506-456206)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-331-260516-213270)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-333-260506-412807)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-333-260530-203737)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-436-260524-206689)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-440-260520-438448)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-440-260521-438453)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-440-260528-203399)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-550-260330-205415)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-666-260430-431950)
 放置違反金の納付命令に關する件 (第 30-773-260427-405198)